

豊中市土地利用の調整に関する条例の全体構成

「第1章 総則」関係

目的（第1条）

- ・土地利用の基本理念を定める
- ・市、開発行為者及び建築行為者、市民の役割を明らかにする
- ・都市計画に市民等の意見を反映するための手続を定める
- ・開発行為等及び建築行為等に関する手続などを定める



良好な市街地環境の保全形成
調和のとれた住みよいまちづくりの推進

基本理念（第3条）

- ・本市における土地利用は、「活力あふれる便利で快適なまち」「みどり豊かなるおいのあるまち」「安全でゆとりのあるまち」「地域の個性を活かすまち」の実現に寄与することを旨として行わなければならない。
- ・上記の土地利用の趣旨を踏まえて、市、市民等、開発行為者等は、市全体を見通した土地利用の枠組みに沿いながら、それぞれの地域の実状に応じたルールづくりを行い、良好な市街地環境を将来にわたり保全し、形成しなければならない。

（市、開発行為者及び建築行為者、市民の役割）

市の役割（第4条）

- ・土地利用に関する施策の策定、実施
- ・土地利用に関する施策の策定に当たって、市民等の意見を十分反映
- ・土地利用に関する施策の策定に必要な調査・研究、土地利用の状況・課題の把握
- ・都市計画、土地利用に関する情報の提供、知識の普及

開発行為者、建築行為者の役割（第5条）

- ・市の土地利用に関する計画への適合
- ・良好な市街地環境の保全形成に必要な措置
- ・市が実施する施策への協力

市民の役割（第6条）

- ・良好な市街地環境の保全形成に自ら努める
- ・土地利用に関する市の施策の策定・実施に積極的に参加、その施策に協力

「第2章 都市計画及び建築協定」関係

「第1節 都市計画の決定等の手続」

都市計画マスタープランの策定手続（第8条）

- ・都市計画マスタープランに定める事項
- ・策定の手続（原案の3週間の公告縦覧、市民等の意見書提出、意見の要旨等の公表、市都市計画審議会への諮問等）

都市計画の原案の提示方法等（第9条～第10条）

- ・都市計画の原案の提示方法、意見の提出方法（原案の3週間の公告縦覧、市民等の意見書提出、意見の要旨等の公表等）

都市計画の決定等の手続（第11条）

- ・都市計画法第17条に規定する手続（案の2週間の公告縦覧、市民等の意見書提出等）に、意見の要旨等の公表等を追加

「第2節 法第16条第2項及び第3項の規定に基づく地区計画等の手続」

地区計画等の原案の提示方法等（第13条～第14条）

- ・地区計画等の原案の提示方法、意見の提出方法（原案の3週間の公告縦覧、市民等の意見書提出、意見の要旨等の公表等）

地区計画等に関する都市計画の決定等の申出方法等（第15条、第16条、第18条～第20条）

- ・地区の良好な市街地環境の保全又は形成を目的とする団体等は、地区計画等の素案を市長に申し出ることができること等

地区計画等に関する活動の支援（第17条）

- ・地区計画等の決定等の申出に関する市民等の活動に対し、技術的支援、情報の提供、活動費の一部助成

「第3節 建築協定」

建築協定（第21条）

- ・土地の所有者等は、建築基準法第69条に規定する協定を締結できる

「第3章 開発行為等」関係

「第1節 開発行為等の基準」

開発行為等の基準（第22条）

- ・開発行為者は、市規則で定める基準を遵守
 - (1)道路の整備
 - (2)排水施設の設置及び整備
 - (3)公園、緑地、広場の整備
 - (4)消防水利の整備、消防活動空地確保
 - (5)上水道の整備
 - (6)環境
 - (7)廃棄物等の保管場所等
 - (8)その他

「第2節 開発行為等に係る手続」

開発行為等に係る手続（第23条～第31条）

事前相談

協議の申出

協議内容の確認事項の通知
(市規則で定めるときまでに協議終了)

工事中の確認

工事完了時の確認

「第4章 建築行為等に係る手続」関係

建築行為等に係る届出（第32条）

届出
(建築確認申請等の前に)

助言、指導

「第5章 雑則」関係

勧告、公表（第34条、第35条）

施行日

公布の日（平成16年4月1日）

ただし、第3章から第5章までの規定は、平成16年10月1日